

第4次中期事業計画（平成27年度～29年度）

埼玉県信用保証協会は、公的機関として、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」）の金融円滑化に努めるとともに、中小企業者等の多様なニーズに的確に対応し、中小企業者等の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。そのため、今後3年間は、「親切・迅速・丁寧」をモットーに、以下の目標を掲げ、役職員全員がチャレンジマインドを持って行動します。

1. 信用保証機関から中小企業総合支援機関へ

公的機関ならではの強みを活かし、「中小企業者等の総合支援機関として必要不可欠である」という存在感を持った組織を目指します。そのために、信用保証による金融支援に加え、創業支援、経営支援、再生支援の4本の柱を据え、企業のライフステージに応じた支援体制の強化に努めます。また、中小企業者等との接点を増やし、より身近な存在として様々なニーズや経営課題の解決を支援できるよう努めます。

2. 信用保険収支を改善し、信用補完制度の持続的発展に努めます

信用保証制度を支える日本政策金融公庫の保険収支は、代位弁済の減少により、近年は改善傾向にあります。依然として大幅な赤字で推移しています。そこで、信用補完制度を持続的に発展させるため、今後3年間は「毎年度概ね2%程度の適度な保証伸長」を確保し、「経営支援の取り組み強化により代位弁済の抑制」を図り、「安定した求償権回収」に努めます。

以上の経営目標を踏まえ、次に掲げる主要項目を積極的に推進します。

（1）創業者に対する総合支援

- ・創業前の事業者へ創業計画策定などの支援を実施します。
- ・外部創業支援機関と連携して創業者を支援します。
- ・代表者面談や現地調査を実施し、一步踏み込んだ審査を行います。
- ・創業後のモニタリングを充実させ、支援の拡充を図ります。

（2）保証利用企業者に対する支援の多様化

- ・専門家派遣事業を活用し、質の高い経営支援を行います。
- ・国・県・市町村の政策保証を推進します。
- ・企業担当者制や保証後のモニタリングの充実を図ります。

（3）保証利用企業者数の維持・確保

- ・保証推進に貢献のあった金融機関営業店及び担当者に対して感謝状を贈呈します。
- ・当協会開発商品を積極的に推進します。
- ・協会未利用企業者への保証推進と完済企業に対する再利用を働きかけます。
- ・保証の諾否を早めるなど保証利用企業者の利便性向上を図ります。

(4) 条件変更した保証利用企業者に対する支援の多様化

- ・国の中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助事業を活用し、経営支援の強化を図ります。
- ・専門家派遣事業及び経営改善計画策定支援事業を積極的に活用します。
- ・条件変更後のモニタリングやヒアリングを適時適切に実施します。
- ・経営サポート会議を効果的かつ効率的に活用します。

(5) 経営改善・事業再生支援業務の取り組み強化

- ・「彩の国中小企業再生ファンド」等を活用し、企業再生への取り組みを強化します。
- ・資金繰りの安定のため、国・県・市町村の政策保証を積極的に活用します。

(6) 中小企業者等支援機関との連携強化

- ・彩の国中小企業支援ネットワークの参加機関と連携し、企業再生支援等を強化します。

(7) 企業再生型回収の促進

- ・代位弁済後も事業継続している企業の再生を図るため、求償権消滅保証等の再生技法を活用します。

(8) 求償権管理の効率化と回収の最大化

- ・徹底した求償権分類により、効率的な管理を行います。
- ・求償権の管理事務停止手続きならびに整理を推進します。
- ・保証協会サービサーを有効活用して、回収の最大化を図ります。

(9) きめ細かな求償権管理の徹底

- ・個別ヒアリングを実施し、適正な進捗管理を行います。

(10) 人材の開発と有効活用

- ・地元金融機関から出向者を受け入れ連携を強化します。
- ・内部・外部研修を効果的に活用して人材の開発に努めます。
- ・資格取得や専門知識の習得を奨励し、支援します。

(11) 顧客サービスの向上

- ・CSキャンペーンや来協者アンケート等を実施し、顧客サービスの向上を図ります。

(12) コンプライアンスならびに危機管理の徹底

- ・内部監査・検査を強化します。
- ・コンプライアンスプログラムを実施します。
- ・BCP（事業継続計画）訓練を実施します。

(13) 業務改善および経費削減の推進

- ・他の保証協会の先進的な取り組みを研究し、業務改善に努めます。
- ・電算システムを戦略的に活用します。
- ・物件費（消耗品・雑費関係）等の削減を推進します。

(14) 中小企業者等へ積極的な広報活動

- ・各種媒体を利用して保証協会をPRします。